

従来の免除制度の制度概要

本制度は、下記の「免除対象者」に該当する場合、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は半額が免除される制度です。授業料免除希望者は、必ず一次申請、二次申請のそれぞれ申請期限までに、申請に必要な手続きを行ってください。また、授業料免除の予算には上限がありますので、「免除対象有資格者」全員が必ずしも免除されるとは限りません。

1. 免除対象者について

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期ごとの納期前6ヵ月以内において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

2. 申請期間及び申請方法について

- (1) 申請期間
 - 前期：一次申請4月上旬、二次申請6月中旬
 - 後期：一次申請10月上旬、二次申請10月中旬
- (2) 申請方法
 - 一次申請：オンライン申請（ユニバーサルパスポート使用）
 - 二次申請：書類提出（提出書類は免除のしおり参照）

3. 「授業料免除等申請のしおり」について

令和5年度からは大学のホームページよりダウンロードできるようになりましたので、各自で「授業料免除等申請のしおり」や「様式集」、「記入例」を確認、印刷してください。

【掲載箇所】

三重大学ホームページ>在学生の方へ>授業料免除・奨学金等>授業料免除・徴収猶予制度 大学院生はこちら>従来の免除制度>免除申請のしおりについて「授業料免除等申請のしおり」・「様式集」・「記入例」

4. 免除申請結果の連絡

- 前期：7月中旬～8月中旬
- 後期：12月中旬

※結果を通知するまで、授業料を納入しないでください。

授業料は一度納入されると返還できませんので、ご注意ください。